

令和 6 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 臨 時 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

1 議 案 第 3 6 号 (降 壇)

令和 6 年 5 月 28 日 提 出

伊 佐 市 長

令和 6 年第 3 回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、議案第 36 号「伊佐市新庁舎建設 80 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例」の制定について説明申し上げます。

議案第 36 号は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定に基づき、有権者の 50 分の 1 以上の署名をもって「伊佐市新庁舎建設 80 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例」の制定の請求がなされ、これを令和 6 年 5 月 9 日に受理しましたので、同条第 3 項の規定により、意見を付けて議会に付議するものであります。

本件につきましては、当該条例の制定に反対する立場から意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、本市の新庁舎建設に関してこれまでの経緯を御説明いたします。

本市の新庁舎建設については、施設の老朽化、防災拠点としての安全性、行政サービスの機能性と効率性の 3 つの要因を踏まえ、新庁舎建設の検討をしなければいけない時期にあると判断し、平成 30 年 3 月 26 日から同年 11 月 8 日までの間、学識経験者、公共的団体等の代表者等で構成する新庁舎建設検討委員会において、9 回に及ぶ審議を行い、伊佐市新庁舎建設基本構想（案）をとりまとめ、基本構想（案）と建設候補地（案）についてのパブリックコメントを実施し、平成 31 年 3 月に伊佐市新庁舎建設基本構想を策定しました。

その後、基本計画の策定に当たっては、令和元年9月28日から同年12月15日までにかけて市民ワークショップを4回実施し、パブリックコメントの実施によって市民の皆さまの御意見をお聴きしながら、新庁舎建設検討委員会で5回に及ぶ審議を経て、令和2年3月に基本計画を策定しました。策定した基本計画についての市民説明会は、令和2年10月16日、17日に実施したところです。

また、基本設計の策定に当たっては、令和3年1月30日から同年5月1日までにかけて市民ワークショップを5回実施し、市民の皆さまの御意見をお聴きする一方で、令和3年7月には、事業費の概算額や配置計画などについて、より効果的・効率的に良いものを作り上げるために検討や工夫の余地があると考え、いったん立ち止まって、基本設計（案）をさらに精査すべきであるという判断のもと、基本設計の見直しも行いました。

これについては、令和3年7月31日、8月1日に実施した市民説明会において、「実施設計に着手できる基本設計とするための検討期間をもう少し確保したい」旨を説明し、また、広報いさ（7月15日号）の発送と併せて市民の皆さまに対しても「検討期間を確保したい」旨のお知らせを行ったところであります。

このことは、事業の進捗速度を緩めることとなりましたが、結果的に、庁舎面積の縮減などの見直しを行うことにつながりました。その後は、見直しを行った基本設計（案）について、令和4年10月29日、30日に市民説明会を実施し、パブリックコメントの実施を経て、基本設計を策定したところです。

このように、新庁舎建設検討委員会での審議や、市民の皆さまの御意見を反映したことを踏まえ、令和5年8月8日に行われた令和5年第1回伊佐市議会臨時会において、大口庁舎の位置を伊佐市大口里2845番地2に改める「伊佐市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」と、令和5年度から令和8年度までの新庁舎建設事業に係る継続費64億2,980万円の予算が議決され、また、本年4月22日に行われた令和6年第2回伊佐市議会臨時会において、「新庁舎建設及び大口ふれあいセンター大規模改修工事」の契約議案が議決されました。

次に、提出された条例制定請求書について申し上げます。

今回の条例制定請求書については、要旨の冒頭において、『大口庁舎は老朽化しており、市民と職員の安全を確保するためにも建て替え自体は必要』であると記載されていることから、新庁舎建設の必要性を十分に御理解いただいた上で署名がなされたものと考えています。つまり、条例制定請求代表者においても、署名された市民の皆さまにおいても、新庁舎建設には反対されていないと理解しています。

一方、同じく条例制定請求書の要旨において、『現計画は事業費が少なくとも約80億円にものぼり、あまりに高額』であり、『80億円規模の現計画をこのまま進めるかどうか、市民が意見を表明できる機会が必要』であるとして、『伊佐市新庁舎建設80億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例』の制定を請求しておられます。

ここで改めて認識していただきたいのは、令和５年８月８日に可決された継続費６４億２,９８０万円には、大口ふれあいセンターの大規模改修に要する経費が含まれているということでもあります。

御承知のように、大口ふれあいセンターは平成４年の竣工から３０年以上が経ち、新庁舎の建設とは関係なく、令和６年度以降に大規模改修工事を予定していた施設であります。

現在進めている新庁舎と大口ふれあいセンターの一体的な整備は、様々な検討を経て、新庁舎建設と大口ふれあいセンターの大規模改修を別々に行うよりも、施工の面でも、費用の面でも効率的であると判断した結果であります。

また、併せて御理解いただきたいのは、市当局が『新庁舎建設８０億円の計画』を策定した事実はないということでございます。

令和５年８月８日に行われた令和５年第１回伊佐市議会臨時会において、議案第３９号「令和５年度伊佐市一般会計補正予算（第６号）」に対する反対討論では、「補正予算に示された継続費、単年度事業費合わせて６９億円、これまでの費用と金利を合わせると８０億円を超える」、また、同年９月６日の令和５年第３回伊佐市議会定例会における一般質問では「利子が６億７,０００万円。この６億７,０００万円を足せば８０億にもなってくる」という議員の発言がございました。

これらの発言を基に、市民の皆さまも『新庁舎建設８０億円』という認識を持たれたものと考えています。

なお、令和５年９月４日の令和５年第３回伊佐市議会定例会における一般質問での「ふれあいセンター関連費用について」、「アスベストの調査費なり、解体費、改修費」、「これらについてはどういうふうに整理されているか」という質問に対しては、「センター本体部分の改修と当該部分のアスベスト除去を合わせて17億9,000万円と予定」していることを説明しております。

このことから、条例制定請求書に記載してある『80億円』には、令和５年９月６日までの時点における「地方債の償還利子想定額６億7,000万円」と「大口ふれあいセンター改修及びアスベスト除去に要する予定額17億9,000万円」が含まれているということになります。このことは、改めて御理解いただきたいと思います。

続きまして、提出された『伊佐市新庁舎建設80億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例（案）』の疑問点及び問題点について申し上げます。

まず、条例（案）の題名及び第２条第１項に掲げてある２つの選択肢についてです。

これまで述べましたとおり、『新庁舎建設80億円』には、大口ふれあいセンター改修に係る経費及び地方債の償還利子想定額が含まれております。単純に差し引きますと、新庁舎建設に該当する部分が80億円でないことは明白ですが、市民の皆さまはどのような判断を行い、選択肢として示された『新庁舎建設80億円』に賛成か反対かの決断をすればよいのでしょうか。この点は、選択肢としての前提が成立しない最大の問題点であると考えています。

このほか、条例（案）には、執行上の問題、規定すべき内容の不足、条文間の不整合などがございます。

一定数の市民の皆さまが条例制定請求の署名をされたことは真摯に受け止めておりますが、直接選挙で選ばれた議員の皆さまによって組織され、市民の代表者として、その意思を反映させる合議制の機関である伊佐市議会において、これまでどおり、議員の皆さまの御意見を賜り、御理解いただきながら新庁舎建設を進めてまいりますので、住民投票を実施する必要はないと考えます。

私は、令和2年11月の市長選挙に際し、菱刈庁舎を残し行政サービスを充実させることと併せ、新庁舎建設は内容を熟考することを掲げて伊佐市政を担う大役を務めさせていただくことになりました。

先に述べましたように、基本設計（案）を策定する過程においては、事業の進捗速度を緩めることになりましたが、議員の皆さまをはじめとする多くの市民の皆さまの御意見を伺いながら、いったん立ち止まり、熟考に熟考を重ねる期間をいただいて現在に至っております。

基本構想策定以降これまでの間、世界情勢の変化に伴う物価高騰や人件費の上昇等により、事業費が増大してきたことは事実であります。しかし、新庁舎建設は、早急に実施しなければならない事業であり、交付税措置される有利な地方債である合併推進債を活用できる今、既に議決された建築工事や今後予定している工事を、計画どおり着実に推進することは私の責務であると考えています。

今回、条例制定請求に係る署名をされた市民の皆さまの、事業費への御心配、子育て、教育、福祉、農畜産業への支援についての思いは真摯に受け止め心に留め、これまでも、もちろんこれからも取り組む所存であり、繰り返しになりますが、直接選挙で選ばれた議員の皆さまによって組織され、市民の代表者として、その意思を反映させる合議制の機関である伊佐市議会において、これまでどおり、議員の皆さまの御意見を賜り、御理解いただきながら新庁舎建設を進めてまいります。

以上、議案第36号についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———